

★平成23年度税制改正は主に租税特別措置関連のみ成立

平成23年度税制改正法案は、6月10日付で法案が与野党合意部分とそれ以外の部分の2法案に分割され、合意部分については「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として衆議院に提出されました。この法案は順調に審議が行われ、6月22日に参議院本会議で可決したことにより成立しました。

今回成立した法案には、主として租税特別措置の適用期限延長、政策税制の拡充などが含まれています。一方で、相続税の基礎控除や税率の見直しといった増税項目は含まれませんでした。今回は実現しませんでした。相続税等の増税はいずれ実現すると思われます。今後の対策の検討は増税も視野に準備されることをおすすめします。
(長掛 栄一)

<個人資産税を中心とした平成23年度改正の実現状況>

税目	項目	内容	実現状況
相続税 ・贈与税	相続税の基礎控除額	相続税の基礎控除額の引下げ (改正案) 3,000万円+600万円×法定相続人の数	今回は 改正されず
	税率構造	相続税の最高税率を50%から55%に引上げ	
	死亡保険金に係る非課税限度額	死亡保険金に係る非課税枠(500万円×法定相続人数)について対象となる法定相続人を次のいずれかに該当する法定相続人に限定。 ・未成年者 ・障害者 ・相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者	
	贈与税の税率構造	①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る税率を緩和 ②①以外の贈与財産に係る贈与税については、相続税の最高税率の引上げにあわせ引上げ	今回は 改正されず
所得税	上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率	上場株式等の配当等・譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税+住民税)を平成25年12月31日まで2年延長	左記のとおり実現
	配当等の特例の大口株主の要件見直し	上場株式等にかかる配当所得の課税の特例(軽減税率、申告不要制度)の対象となる大口株主等の所有株式要件を現行5%未満→3%未満に引き下げ	平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等に適用
	各種所得控除の見直し	給与所得控除額の限度額設定、扶養控除の見直し	今回は改正されず
法人税	税率引き下げ	実効税率(国税+地方税)を5%引き下げ	現行税制で平成24年3月31日迄延長
消費税	95%ルールの見直し	課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度の適用範囲を課税期間の売上が5億円以下に限定	平成24年4月1日以後開始する課税期間から適用
	事業者免税点制度の見直し	基準期間における課税売上高判定について、現行制度に加え、前事業年度開始の日以後6月間の課税売上高が1,000万円を超える場合も課税事業者	平成25年1月1日以後開始事業年度から適用
その他	登録免許税の特例	住宅用家屋の所有権保存・移転登記、住宅ローンの抵当権設定登記の登録免許税の軽減措置を2年延長	左記のとおり実現 適用期限は平成25年3月31日まで
	印紙税の特例	不動産の譲渡に関する契約書等に係る税率の特例措置を2年延長	